

社会福祉法人光輝会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第一条 この規程は、社会福祉法人光輝会(以下「この法人」という。)の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、理事会・評議員会・監事監査・行政監査の立ち合い等を除く、職務遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第三条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事・常勤監事に対しては、別表2により報酬を支給することができる。

(年間報酬総額)

第四条 この法人の全理事の報酬総額は、年間3500万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間250万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第五条 理事長及び業務執行理事(以下「理事長等」という。)並びに理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。
- 3 交通費は報酬に含むものとする。

(理事長等の勤務報酬等)

第六条 理事長等が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。
- 3 交通費の実費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第七条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合は、別表 1 の報酬に含むものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。
- 3 交通費は報酬に含むものとする。

(費用弁償)

第八条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、終了後精算することができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 4 旅費は、実費を支給する。
- 5 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 6 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員)

第九条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

第十条 役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日)

第十一条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第十二条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、常勤役員には本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(慶弔)

第十三条 この法人の役員及び評議員の慶弔に対しては、次のとおり金品を贈ることができる。

(1) 死亡慶弔

ア 業務上死亡 役員及び評議員 弔辞、供物 10,000 円及び弔慰金 30,000 円

イ 一般死亡 役員及び評議員 弔辞、供物 10,000 円及び弔慰金 20,000 円

ウ 配偶者死亡 役員及び評議員 弔辞、供物 10,000 円及び弔慰金 10,000 円

エ 父母及び同居の子 役員及び評議員 弔電、弔慰金 5,000 円

2 前項第1号の死亡弔慰対象者以外であっても、理事長が特に必要と認めた場合には、金品を贈ることができるものとする。

(見舞い)

第十四条 この法人の役員が被災・入院した場合は、次のとおり見舞金を贈ることができる。

(1) 業務上障害を受けて入院をしたとき 10,000 円

(2) 重症病で1箇月以上入院したとき 10,000 円

(3) 火災、水害等の災害を受けたとき 10,000 円

2 前項各号のほかに理事長が特に必要と認めた場合は、見舞金を贈ることができるものとする。

(公表)

第十五条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第十六条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第十七条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 4 月 1 日、一部改正する。

令和 2 年 5 月 20 日、一部改正する。

別表1(出席報酬日額)

名 称	職 務	報 酬	備 考
理事会出席報酬等	理事	50,000円	
	監事	50,000円	
評議員会出席報酬等	評議員	50,000円	
	理事	50,000円	
	監事	50,000円	
臨時理事会出席報酬等	理事	10,000円	
	監事	10,000円	
臨時評議員会出席報酬等	評議員	10,000円	
	理事	10,000円	
	監事	10,000円	

別表2 勤務報酬等

等級	役員報酬年額
A	15,000,000
B	14,400,000
C	13,800,000
D	13,200,000
E	12,600,000
F	12,000,000

G	11,400,000
H	10,800,000
I	10,200,000
J	9,600,000
K	9,000,000
L	8,400,000
M	7,800,000
N	7,200,000
O	6,600,000
P	6,000,000
Q	5,400,000
R	4,800,000
S	4,200,000
T	3,600,000
U	1,800,000

別表3(出張旅費等)

旅 費	宿泊費	日当	その他
実 費	実 費(上限20,000円)	3,000円	